



米穀事業者

生産者を含め、対象品目の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての者。

対象品目等

- ・米穀(玄米・精米等)
- ・米粉や米こうじ等の中間原材料
- ・米飯類
- ・もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

※産地情報伝達については、飼料用・バイオエタノール用に供される物は除く。

法律公布(平成21年4月24日)

トレーサビリティの施行(平成22年10月1日)

産地情報の伝達の施行(平成23年7月1日)

取引記録の虚偽記載等の違反があった場合には、50万円以下の罰金。

事業者間で、虚偽の産地情報伝達等の違反があった場合には、50万円以下の罰金。
一般消費者に対し産地情報伝達の違反があった場合には、勧告・命令(当該命令に従わなかった場合には、50万円以下の罰金)。

54 玄米及び精米品質表示基準の見直しの理由及び内容

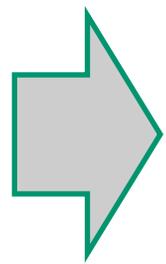
○見直しの理由及び内容

平成23年7月から「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下「米トレーサビリティ法」という。）に基づき、米及び米加工品を対象に消費者への原料米の産地情報の伝達が義務化されました。

改正前の玄米及び精米品質表示基準では、農産物検査法に定める検査を受けていない玄米を原料とした精米などには、都道府県名等の産地表示ができませんでしたが、米トレーサビリティ法に基づき都道府県名等の産地情報の伝達が義務化されたことに伴い、このような場合でも都道府県名等が表示できるよう改正されました。

改正前の表示例

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〇〇県産			8割

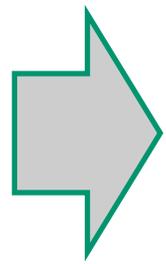


改正後の表示例

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〇〇県産 △△県産(産地未検査)			8割 2割

農産物検査等による産地の証明がされていない米穀について、米トレーサビリティ法により伝達された産地情報に基づき、産地名に「△△県産(産地未検査)」と記載できるよう改正されました。

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	未検査米			
	国内産			10割



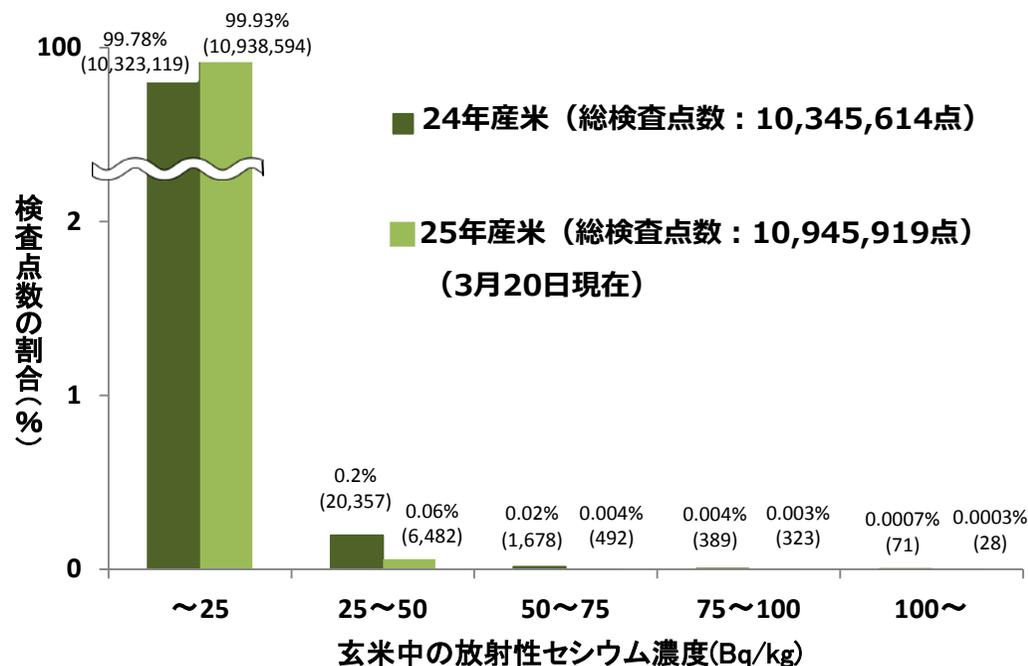
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	未検査米			
	国内産			10割
	△△県産(産地未検査)			10割

- 米については、作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせることにより安全確保を図る。
- 農地の反転耕等による除染やカリ施肥等による吸収抑制対策を実施。
- 福島県では、24年産米と同様、25年産米でも県全体で全袋検査(26年3月20日時点で約1095万袋)を実施。このうち基準値超過は28袋のみ。

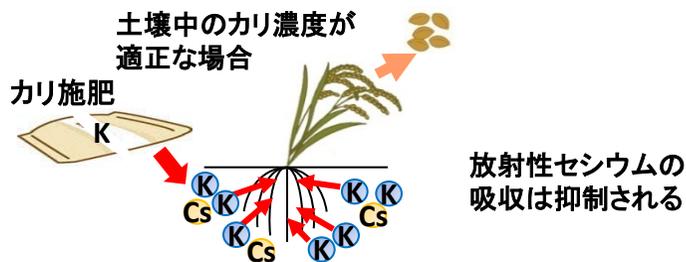
米の全袋検査



24年産及び25年産の福島県の米の全袋検査結果

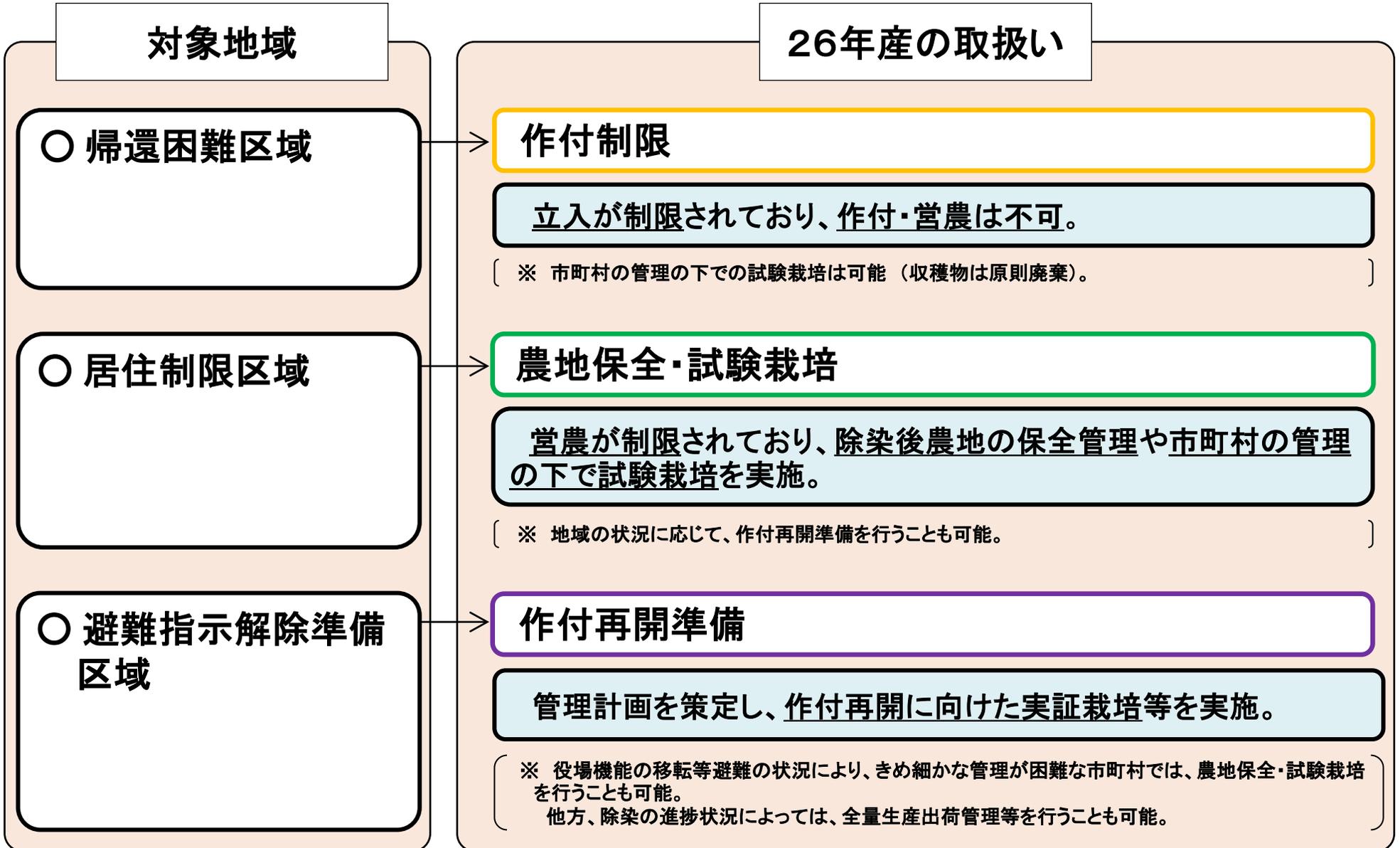


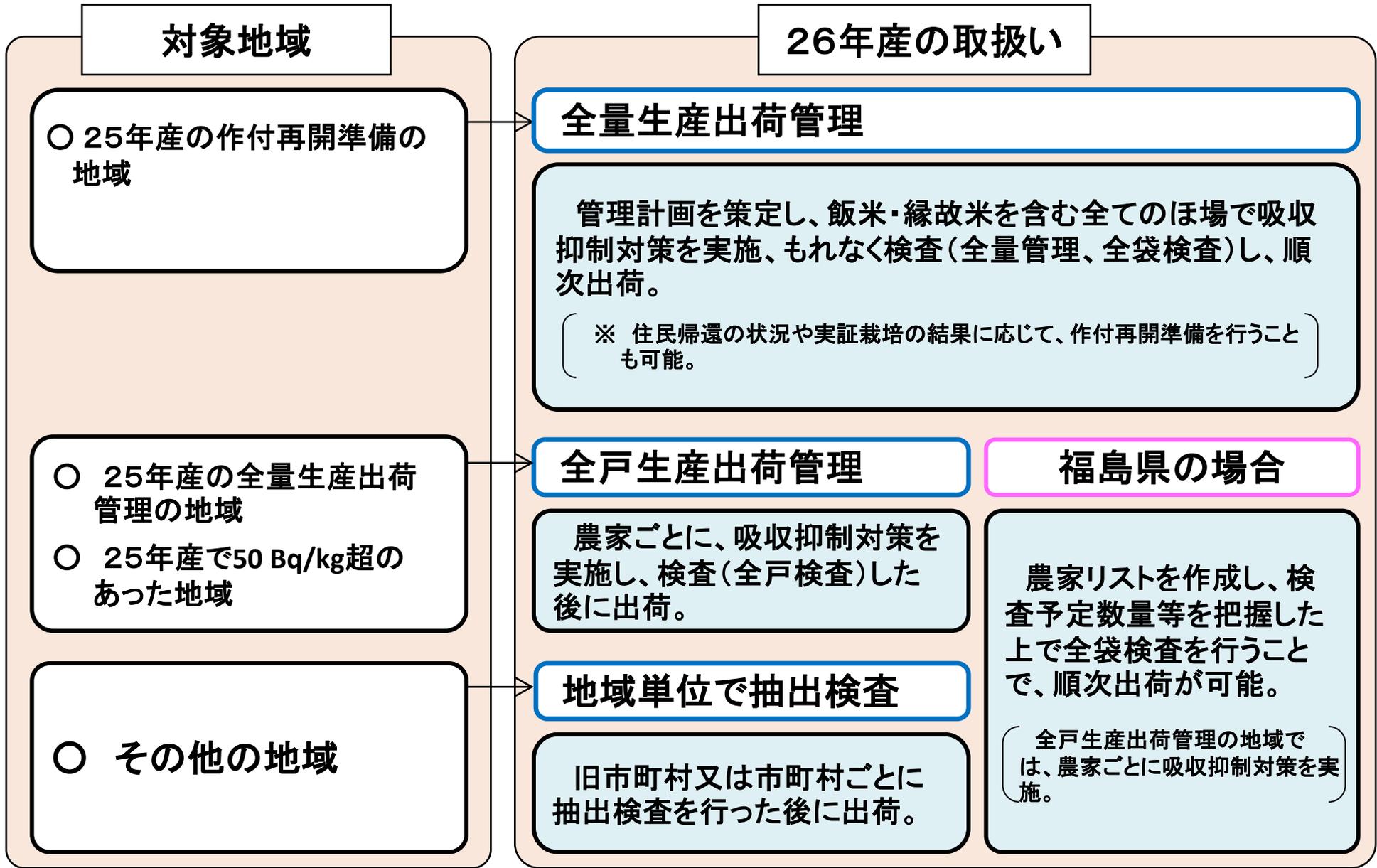
カリ施肥による稲の吸収抑制対策



今後の主な取組

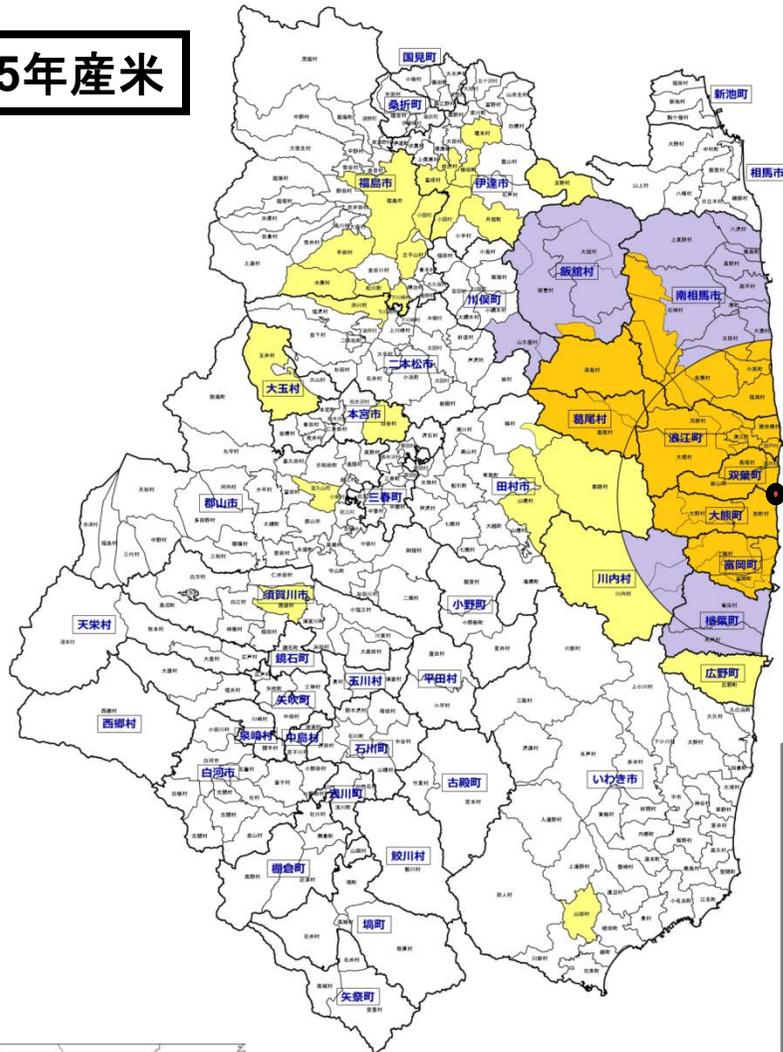
- 26年産についても、25年産同様に、作付制限、吸収抑制対策等及び収穫後の検査を組み合わせることにより安全確保を図る。
- 福島県では26年産についても全袋検査が実施される予定。



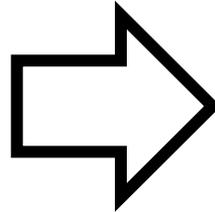
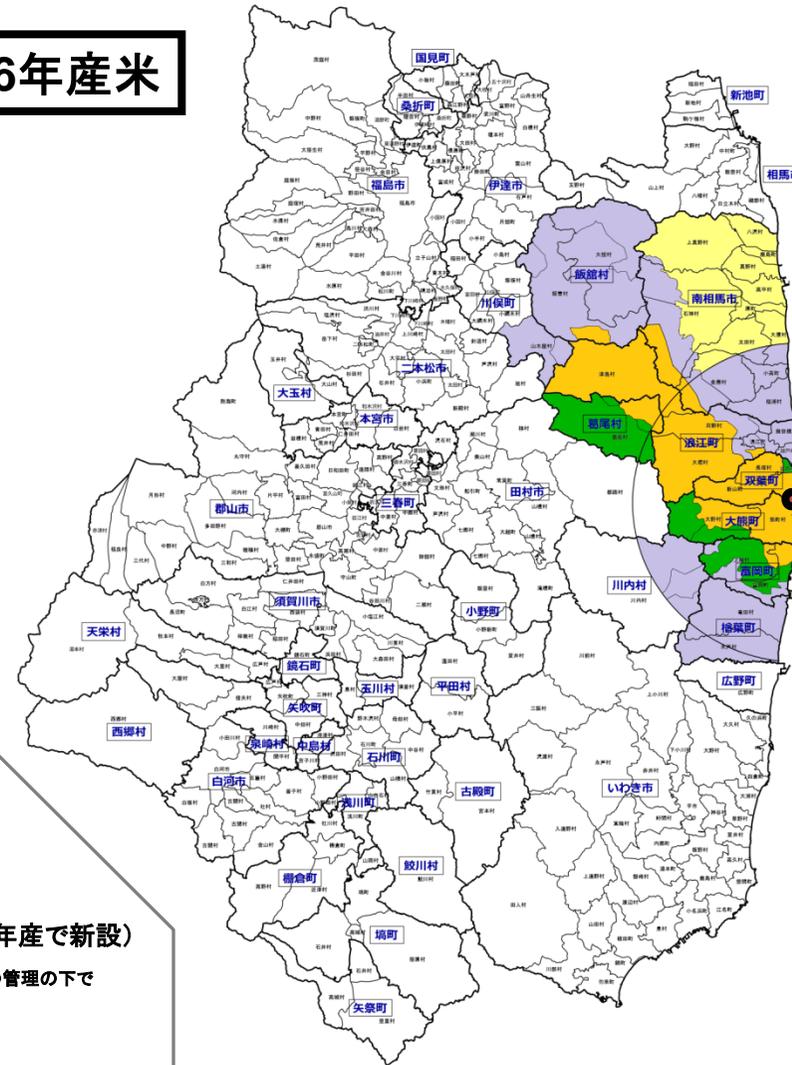


58 26年産米の作付制限等の対象地域(25年産との比較)

25年産米



26年産米



- 
作付制限
 作付・営農は不可。
- 
農地保全・試験栽培 (26年産で新設)
 除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。
- 
作付再開準備
 管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。
- 
全量生産出荷管理
 管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査(全量管理・全袋検査)し、順次出荷。

 福島第一原子力発電所

